

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活と健康を守るための施策の早期実現を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県をはじめ県境をこえて広く、大量の放射性物質が環境中に放出されました。これにより、日常生活や健康影響はもとより、農林水産業などに大きな被害を長期間にわたりもたらしました。原発事故被害が想定される自治体ごとの実態をふまえながら、東京電力と、原子力発電所を推進してきた国は責任をもって対応をすることが急務です。

2012年6月「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」とする）が全会一致で成立しました。これには「支援対象地域」の指定などの「基本方針」を政府が策定し、被災した子どもの生涯にわたる健康診断や除染などの軽減策を国の責任において実施することになっています。

政府は福島事故後、「100ミリシーベルト以下は、明らかな健康影響の証拠はない」という見解を繰り返しています。しかし昨年、「放射線影響研究所」（放影研）が発表した、広島・長崎の原爆被爆者の「寿命調査」第14報においては、「放射線被ばくによる癌死亡は、しきい値がない」ことが疫学調査でも明らかにされました。「放影研」の被爆者調査の結果は、これまで政府が放射線被ばくによる健康影響を評価する際の大きな拠り所としてきた重要なデータです。「しきい値がない」ということは、「どんなに低い線量でも、健康リスクのない被ばくはない」ということです。この考え方方にそって、政府は早期に「支援法」の「基本方針」を策定し、施策を展開すべきです。

またヨウ素131の初期被ばくは、当時の個々人の行動が大きく左右されます。低線被ばくによる晚発的影響は長期的なものであり、このことからも健康手帳の配布が重要です。

以上のことから、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活と健康を守るための施策の早期実現を求めるものです。

記

- 1 被災自治体の汚染と住民被ばくの実態を把握し、自治体の実情にそった支援を、国の責任において行うこと
- 2 支援法による「支援対象地域」は、少なくとも公衆被ばく追加線量の限度である「年間1ミリシーベルト以上」とすること
- 3 「支援対象地域」のみならず、広く被ばくによる被災者への健康手帳を配布すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月4日

宮城県白石市議会

衆議院議長	殿	明二	殿
参議院議長	殿	三孝	殿
内閣総理大臣	殿	匠郎	殿
総務大臣	殿	久充	殿
復興大臣	殿	偉	殿
財務大臣	殿	文健	殿
厚生労働大臣	殿	晋義	殿
経済産業大臣	殿	太憲	殿
内閣官房長官	木	敏義	殿
	吹田	久充	
	倍藤	偉	
	本生	文健	
	村	晋義	
	木	太憲	
		敏義	
	伊		
	平安		
	新根		
	麻田		
	茂菅		